

「@George LTE」端末機器の販売特約

第1条（特約の適用）

本特約は、会員に対して「@George LTE」サービス（以下、「対象サービス」といいます。）をご利用いただくことを目的として行う「@George LTE」端末機器（以下、「本商品」といいます。）の販売に関する条件を定めることを目的とします。

2 会員は、本特約に同意のうえ、本商品を購入するものとします。当社は、会員が本商品の購入申込をしたことをもって、本特約に同意したものとみなします。

3 本商品の購入に関する条件の詳細については、本特約に定めるものを除き、当社が別途定める「@George 会員規約（約款）」および「@George LTE 特約」（以下、「対象約款」といいます。）の規定が適用されます。本特約と対象約款の規定が抵触するときは、本商品の購入に関する限り、本特約が優先します。

第2条（本商品の提供地域）

当社は、日本国内においてのみ本商品を提供するものであり、日本国外では提供しません。

第3条（本商品の購入申込資格）

本商品の購入の申込みは、同時に対象約款に同意し対象サービスの利用を申込む個人または法人もしくはそれに準ずる団体に限り、行うことができます。

第4条（購入申込み）

本商品の購入申込みにあたっては、本特約に同意の上、当社所定の手続きに従って行うものとします。

2 会員と当社との間の本商品に関する売買契約（以下、「本契約」といいます。）は、前項に基づく購入申込みを当社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、当社所定の方法で通知することにより行われます。

3 対象約款において1人あたりの対象サービス申込み数量を限定している場合、会員はその数量の範囲内で本商品の購入申込みを行うものとします。

第5条（購入申込みに対する拒絶）

当社は、会員による対象サービスの契約申込みを承諾しない場合、前条第1項の申込みを承諾しないことがあります。

2 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は、会員に対しその旨を通知します。

第6条（契約内容の変更）

会員は、第4条第1項に基づく申込時に当社に届出た内容に変更があるときは、当社所定の方法

により、直ちに当社に通知するものとします。会員がその通知を怠ったことにより、何らかの不利益を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条（本商品の代金等）

本商品の代金は、当社のWebページ等において商品毎に表示された価格によるものとします。

2 本商品の配送に要する費用は、当社のWebページ等に送料が無料である旨明記してある商品を除き、会員の負担とします。

第8条（支払方法）

会員は、当社が定める期日までに本特約に定める方法およびその他当社所定の方法により本商品の代金等を支払うものとします。

第9条（本商品の引渡し）

当社は、本商品の配送方法として当社所定の配送業者による宅配便等を利用するものとします。

2 本商品の配送先は、日本国内に限るものとします。

3 当社は、本契約締結後、会員が当社に届出た住所へ本商品の配送を行います。かかる配送の完了をもって、当社の売主としての引渡債務は履行されたものとし、本商品に対する危険の負担は会員に移転します。なお、当該配送を行うにあたって、会員の本商品代金の支払い方法が確定している必要があります。

4 本条第3項の規定にかかわらず、本商品の所有権は、前条に基づき会員による本商品代金の支払いが完了したことをもって、会員に移転するものとします。

第10条（商品の返品等）

本商品の返品は承りません。

2 本商品の交換は、当社の責めに帰すべき事由に破損または汚損、その他当社が別途認める場合に限り、行うことができるものとします。なお、この場合、会員は、本商品を受領した日から起算して14日以内に当該本商品を交換する旨の通知を当社に行わなければならないものとします。

3 前項に基づき、会員が本商品の交換を行う場合には、当社が別途定める方法に従うものとします。

4 本条第2項に基づく本商品の交換に要する送料は、当社が負担するものとします。

5 本条第2項の期間経過後の本商品の保証については、本商品に添付される保証書やその他の書面等に記載される条件に従うものとし、本商品の製造元による保証が付される場合があります。

第11条（本契約の解除）

当社は、次の各号の場合、会員に対し通知のうえ、本契約を解除できるものとします。この場合において、会員の責めに帰すべき事由がある場合、当社は会員に対し、さらに当社の被った損害の賠償を請求できるものとします。

- (1)会員が本特約に違反した場合。
- (2)本商品の代金の支払について、会員が当社が定める支払期日を過ぎてもなお支払を行わない場合。

(3)当社が、会員が当社に届出た住所に本商品を配送したにもかかわらず、会員の不在等により本商品の引渡しができず、かつ、かかる配送の時から1週間経過してもなお当該会員から何らの連絡もない場合。

2 当社が前項に基づいて本契約を解除する場合において、その解除の時点において本商品の契約者への引渡しが完了しているときは、当社は、その本商品の返還を契約者に要求するか否かを選択することができます。契約者は、当社が返還を要求することを選択した場合は、契約者の費用負担において、かかる本商品を当社所定の方法により当社に直ちに返還するものとします。

第12条（本特約に関する特約）

当社が別途定める内容の仕様により本商品を当社から無償で譲渡された会員が、@George LTE 特約第7条に定める最低利用期間内に対象サービスを解約または解除された場合、当該会員は当社所定の本商品代金相当額を当社に支払わなければなりません。